

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	河川空間の活用をめぐる経緯と現状
他言語論題 Title in other language	Process and the Present State of River Utilization
著者 / 所属 Author(s)	塚田 洋 (TSUKADA Hiroshi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 議会官庁資料調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	859
刊行日 Issue Date	2022-7-20
ページ Pages	59-81
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	近年、都市再生の観点から河川空間を活用する取組が進められている。本稿は、河川管理の歴史的経緯を概観した後、河川空間の活用を促す法令・制度、国内の先進事例、今後の課題を整理する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

河川空間の活用をめぐる経緯と現状

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 議会官庁資料調査室 塚田 洋

目 次

はじめに

I 河川管理の歴史的経緯

- 1 舟運の盛衰による河川管理の変化
- 2 戦後の河川管理の変遷—治水・利水・水環境—
- 3 親水概念の登場と河川空間の活用

II 河川法等の改正及び河川空間活用に向けた支援制度

- 1 河川法及び河川敷地占用許可準則の改正
- 2 河川空間活用に向けた支援制度

III 河川空間の活用事例

- 1 京橋川（広島県広島市）
- 2 道頓堀川、土佐堀川（大阪府大阪市）
- 3 乙川（愛知県岡崎市）

IV 今後の課題

- 1 全国アンケート等に見られる課題
- 2 河川空間の活用に向けた留意点

おわりに

キーワード：河川管理、親水概念、河川空間のオープン化、かわまちづくり、ミズベリング

要 旨

- ① 近年、都市再生と言われる取組が国内外の都市で進められている。河川は、都市に残る大規模な低未利用地であること、一般的な市街地には見られない特徴的な景観を備えていることから、都市再生に活用が期待される公共空間の一つと考えられている。
- ② 物資輸送の中心がかつての舟運から鉄道・自動車等の内陸輸送に移ったことで、河川は人通りの少ない、都市の「裏側」のように位置付けられた。戦後の河川管理をめぐる歴史は、行政の課題設定や住民の関心によって、治水の時代（1945～1959年）、利水の時代（1960～1972年）、水環境重視の時代（1973年以降）へと、政策の重点を移してきた。
- ③ 水環境重視の時代に入ると、河川空間の多様な機能を再評価する親水概念が提起されるようになった。この概念に基づく特徴的な取組を年代順に整理すれば、親水公園（1970年代）、ウォーターフロント開発（1980年代）、多自然川づくり（1990年代）、川からの都市再生（2000年代）が挙げられる。
- ④ 河川管理の課題の変化を反映して、河川法には、治水、利水、水環境を掲げる改正が順次行われてきた。また、「川からの都市再生」に必要な規制緩和として、河川敷地占用許可準則が改正され、あわせて、「かわまちづくり」支援制度、ミズベリング・プロジェクトといった官民連携を促進する仕組みが整備された。
- ⑤ 河川空間の代表的な活用事例として、水辺のオープンカフェ（広島市・京橋川）、とんぼりリバーウォーク（大阪市・道頓堀川）及び北浜テラス（大阪市・土佐堀川）、かわまちづくり事業（岡崎市・乙川）が挙げられる。
- ⑥ 河川空間の活用成功事例がある一方、一級・二級河川に隣接する自治体に対する全国アンケート等からは課題も浮かび上がる。市区町村においては、予算・人員の不足のみならず、地域における連携や合意形成を担うキーパーソンの不足が、河川管理者においては、地域の将来像を踏まえた構想構築への支援等が課題として指摘される。こうした課題の解決に当たっては、都市経営の視点、逆算的・段階的な事業展開にも留意する必要がある。

はじめに

近年、都市再生と言われる取組が国内外の都市で進められている。都市再生とは、産業構造の変化や人口減少等による都市の衰退に歯止めをかけ、再活性化を図る一連の試みのことである⁽¹⁾。かつては大規模再開発による物理的な環境改善が主流であったが、今日ではハード面の空間環境の改善とともに、雇用創出や歴史文化の強調といったソフトな施策と組み合わせた事例が増えており、また、民間活力による都市全体の経済力向上のみならず、NPOを通じたコミュニティの再生支援など、その狙いや手法も多様化している⁽²⁾。

都市再生において活用が期待される公共空間に河川、海岸、湖沼、運河等の水辺がある。水辺が注目される理由は主に二点である⁽³⁾。第一に、水辺が都市に近接した大規模な低未利用地であることが挙げられる。パリのセーヌ川、東京の隅田川等、歴史的に多くの都市は水辺に成立・発展してきたことから、現在も都市の中心部を水辺が占めている例が少ない。舟運や港湾物流が衰退した後、水辺は都心部に残る貴重な低未利用地として、活用可能性を秘めている。第二は、水辺が都市において特徴的な景観や空間的な魅力を有していることである。一般的な市街地景観と異なり、水辺には遮蔽物がなく眺望に優れており、水辺の景観をいかした土地利用は、都市の魅力向上、ひいては、都心居住の促進や都市の活力となるクリエイティブ産業の誘致にも結び付くと考えられている。

水辺からの都市再生には様々な手法と事例があるが、例えば、河川上空の高架高速道路の撤去は事業の成果が分かりやすい⁽⁴⁾。清溪川（韓国・ソウル市）における高速道路の撤去と清流復元は工期の短さや新たな観光スポットとしても話題となり⁽⁵⁾、2005（平成17）年の完成当時は数多く報じられた。我が国でも現在、首都高速道路の一部地下化により日本橋川沿いに広大な水辺空間を創出する事業が進められており⁽⁶⁾、新たな文化やビジネスの起点となることが期待されている。

ただし、我が国においては、水辺からの都市再生の歴史は長いとは言えない。人通りも少なく、都市の「裏側」のように位置付けられてきた水辺を活用する取組は、近年になってから各地で進められている。本稿は、水辺の中でも特に河川に焦点を当て、河川空間⁽⁷⁾の管理をめぐ

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4（2022）年5月30日である。

(1) 日本都市計画学会監修『都市計画国際用語辞典』丸善、2003、p.K86。

(2) 同上

(3) 泉英明ほか編著『都市を変える水辺アクション—実践ガイド—』学芸出版社、2015、p.152。

(4) 世界各都市における主要な事例については、中野恒明『水辺の賑わいをとりもどす—世界のウォーターフロントに見る水辺空間革命—』花伝社、2018を参照。同書は、本文で紹介する清溪川（韓国・ソウル市）のほか、高速道路地下化の事例として、マンサナレス川（スペイン・マドリッド市）（同、pp.15-25.）、河川上空の高架高速道路建設中止の事例としてジール川（スイス・チューリッヒ市）（同、pp.72-81.）を紹介している。

(5) 清溪川復元事業は、2002（平成14）年のソウル市長選における李明博氏（後の韓国第17代大統領）の公約であった。ソウル市は当初の工期計画どおり2年3か月で清溪川を覆う高速道路等の撤去と河川の復元工事を終え、工事完了後の2か月足らずで1000万人の来訪者を集めた。福田健「事業紹介・事業報告 清溪川復元事業—道路交通への影響を主として—」『JICE report』9号、2006.3、p.64。<http://www.jice.or.jp/cms/kokudo/pdf/reports/act/jice_rpt09_12.pdf>

(6) 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課・東京都都市整備局都市づくり政策部開発企画課「日本橋周辺のまちづくりと連携した首都高速道路の地下化—伝統と革新が交差する東京の顔・日本橋—」『都市計画』68(6)、2019.11.15、pp.52-55；森創一郎「日本橋1兆円プロジェクトの行方 東京の「水辺」は戻るのか」『週刊東洋経済』7036号、2022.2.19、pp.74-75。

(7) 河川空間は、一般に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定される「河川区域」を指すことから、

る歴史的経緯を概観する。その後、空間利用の裏付けとなる法令及び支援制度、次にそれらを用いた都市再生の事例を紹介し、今後の課題を整理する。

I 河川管理の歴史的経緯

1 舟運の盛衰による河川管理の変化

江戸時代から昭和戦前期まで物資輸送の中心は河川や運河による舟運であり⁽⁸⁾、舟運は日本海沿岸や太平洋沿岸の海上輸送とも結び付いて、沿岸と内陸のネットワークを形成していた。都市中心部の河川・運河沿いには荷揚げ場や倉庫が並び、その周辺に売り場や賑わいのある通りがある風景は浮世絵や古写真にも見られ⁽⁹⁾、河川や運河が都市の「表」となって街並みが形成されていたことが分かる。しかし、鉄道輸送が徐々に発展したほか、関東大震災後には帝都復興計画⁽¹⁰⁾により、また、第二次世界大戦後には自動車交通に対応するために道路整備が進められると、物資輸送や人の移動は内陸中心となり、都市の「表」は河川・運河側から道路側へ移った⁽¹¹⁾。

舟運が盛んな時代の河川管理においては、物資輸送のための流路確保への関心が高く、日常の河川の維持管理である低水管理(渇水時にも必要な河川水の利用ができるよう管理すること)がその中心であった。しかし、舟運が衰退すると低水管理の必要性は薄れ、非常時の高水管理(台風、豪雨等による洪水被害を防止・軽減するため、河川水を管理すること)がその中心となった⁽¹²⁾。

2 戦後の河川管理の変遷—治水・利水・水環境—

高橋裕東京大学名誉教授(故人)によれば、我が国の水の戦後史は、次の三つの時期に区分される。第1期は、1945(昭和20)年から1959(昭和34)年までの15年間で、水害対策に追われた苦難の時代である。第2期は1960(昭和35)年から1972(昭和47)年までで、水需要の増大によって水不足が目立ち、水資源開発等が重点施策として打ち出された時代である。第3期は水需要が安定し、水をめぐる人間の意識と対応に新たな展開が見られた1973(昭和

本稿もこれに倣う。河川区域とは、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間のことであり、①河川の流水が継続して存する土地(それに類する状況を呈している土地を含む。)の区域(一号地)、②堤防や護岸などの河川管理施設の敷地である土地の区域(二号地)、③一号地と二号地に挟まれている土地で、一号地と一体化して管理を行う必要のある土地の区域(三号地)で構成される。なお、第II章で説明する河川敷地占用許可準則の「河川敷地」は三号地を指す。河川区域については、これを図示した「河川区域・河川保全区域とは?」国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所ウェブサイト <<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00502.html>> も参照。

(8) 明治中期以降の戦前期に限っても、水上貨物は一貫して陸上貨物(鉄道)の2倍以上の輸送量であった。佐藤正広「鉄道と海運」西川俊作ほか編著『日本経済の200年』日本評論社、1996、pp.323-324。

(9) 例えば、歌川広重「名所江戸百景 日本橋雪晴」国立国会図書館ウェブサイト(錦絵で楽しむ江戸の名所) <<https://www.ndl.go.jp/landmarks/details/detail090.html>> には日本橋川沿いの舟運、土蔵や当時の賑わいが垣間見える。また、大阪の近代工業発展を支えた安治川の水運などは昭和初期においても盛んであり、多くの船が行き交う様子が古写真に収められている。「安治川口」『大阪行幸記念空中寫真帖』朝日新聞社、昭和4(1929)。大阪市立図書館デジタルアーカイブ <<http://image.oml.city.osaka.lg.jp/archive/detail?cls=ancient&pkey=d2501001>>

(10) 当初は後藤新平内務大臣を中心に、欧米の最新の都市計画を採用し、国家予算を大きく上回る規模の復興計画が構想された。厳しい財政事情や政治的対立の影響を受けて規模縮小を余儀なくされたが、1924(大正13)年以降本格的に進み、多数の街路建設や区画整理等により東京を近代都市へ変貌させる契機となった。『国史大辞典 第9巻』吉川弘文館、1988、pp.868-869。

(11) 吉川勝秀『河川の管理と空間利用—川はだれのものか、どうつき合うか—』鹿島出版会、2009、pp.6-8。

(12) 同上、p.4。

48) 年以降である⁽¹³⁾。

(1) 第1期 治水の時代 (1945～1959年)

第1期は大水害の頻発により、洪水対策を最優先しなければならない「治水」の時代であった。この時期は我が国の水害史上特異な時期であり、毎年のように大型台風や集中豪雨に見舞われた。15年間のうち、1,000人以上の死者・行方不明者が生じている年が9年に及んでおり⁽¹⁴⁾、近年の水害と比較しても被害が甚大であったことが分かる⁽¹⁵⁾。ただし、同じ第1期にあっても、枕崎台風(1945(昭和20)年)等に襲われた敗戦直後の時期と伊勢湾台風(1959(昭和34)年)等に襲われた1950年代後半とでは、水害の原因や様相に明確な相違があるとも指摘される⁽¹⁶⁾。前者は、戦後の混乱期にあって治水事業も極めて不備である上に荒廃した国土を襲った水害であり、後者は、治水事業はいまだ万全ではない中で、高度経済成長と大都市への人口集中が始まりつつあった国土を襲った水害であった。例えば、伊勢湾台風による被害が甚大であった愛知県名古屋南部は、干拓によって海を埋め立てた低湿地に人口流入や工場建設が進み、さらに過剰揚水によりゼロメートル地帯が広がるなど、水害に弱い土地であった。こうした土地の成り立ちや履歴を考慮した防災計画が確立していなかったことが、被害拡大の一因となった⁽¹⁷⁾。

(2) 第2期 利水の時代 (1960～1972年)

第2期は、高度経済成長期における工業生産の拡大による水需要の急増に対して、水資源開発が国家的な重点施策として打ち出された、いわば水不足と「利水」の時代であった。河川からの安定した取水は、それまでに農業用水にほぼ利用しつくされていたことから、新たに河川上流でのダム建設が相次いだ。例えば、1957(昭和32)年には東京都の水需要長期予測に基づき、当時の水道用ダムとして世界一の高さを誇る小河内ダムが多摩川上流に竣工した⁽¹⁸⁾。しかし、想定を超える人口急増、利根川水系の水資源開発の遅れ等により、1964(昭和39)年の東京オリンピックを前に大規模な給水制限も実施された⁽¹⁹⁾。水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)の成立の後、政府は、水資源開発公団(現独立行政法人水資源機構)を設立して(1962(昭和37)年)、利根川と荒川を結ぶ武蔵水路を完成(1965(昭和40)年緊急通水、1967(昭和42)年完成)⁽²⁰⁾させるなどの取組を進めたことから、都市部の水不足は、その後徐々

(13) 高橋裕『都市と水』岩波書店、1988、pp.2-5。

(14) 「明治以降の水害被害額等の推移(表-44)」国土交通省水管理・国土保全局河川計画課『令和元年水害統計調査』政府統計の総合窓口ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600590&tstat=000001150926&cycle=7&tclass=000001150928&tclass2val=0>> なお、同統計調査に1945(昭和20)年の数値はないため、正確には14年間のうちの9年である。

(15) 例えば、広島、岡山両県を中心に広く西日本に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨(西日本豪雨)の死者・行方不明者数は245人(内閣府編『防災白書 令和元年版』2019、p.4.)、関東、甲信越、東北等の広範囲に河川氾濫と浸水被害が生じた令和元年台風19号(令和元年東日本台風)の死者・行方不明者数は94人(災害関連死を含む。)であった(同編『防災白書 令和2年版』2020、p.13.)。

(16) 高橋 前掲注(13)、pp.6-7。

(17) 同上、pp.10-12。

(18) 同上、pp.16-17。

(19) 小河内ダムの貯水率は0.46%まで低下し、多摩川水系の給水区域である城南地域(東京都大田区、品川区、世田谷区、目黒区)の制限給水率は50%に達した。東京都水道局浄水部管理課『小河内ダム竣工50年の歩み』2007、p.106。

(20) 「荒川を知ろう」国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所ウェブサイト <<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00561.html>>

に解消された。

このように水資源開発が急がれた一方、生活排水や工場排水等の処理は追いつかず、大都市を中心に河川や湖沼の水質は悪化した。当時は、建築家や都市工学者からも、都市に自然は不要といった発言が聞かれる時代であり⁽²¹⁾、ドブ川化した中小の都市河川の埋立てや暗渠（あんきょ）化（下水道化）が進められた。例えば、東京都では1961（昭和36）年、「東京都市計画河川下水道調査特別委員会委員長報告」（通称「36答申」）に基づき積極的に暗渠化が推進された。唱歌「春の小川」で知られる渋谷川支流の河骨川もこの時期に暗渠化されたが、当時の陳情、請願等に見られる都民の要望も、そのほとんどが暗渠化賛成であったという⁽²²⁾。

(3) 第3期 水環境重視の時代（1973年～）

第3期は「水環境」重視の時代であり、その転機となったのは1973（昭和48）年の第一次オイルショックである。景気が停滞し、工業用水を始めとする大都市の水需要が鈍化した一方、高度経済成長期の開発による環境悪化が社会問題となった。景観を含む水環境への関心が徐々に高まりを見せ、1970年代半ば以降には、小樽運河（北海道小樽市）、柳川水郷（福岡県柳川市）のように、地方において住民主導で水辺の再生を図る事例も散見されるようになった⁽²³⁾。このうち柳川水郷は、生活雑排水による荒廃を受けて一旦は市が埋立計画を発表したものの、一市職員の尽力と住民を巻き込んだ浚渫（しゅんせつ）活動をきっかけに、掘割水路浄化に転じた例として全国的にも注目された⁽²⁴⁾。

また、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）によって工場、事業所等から公共用水域に排出される汚水の規制が規定された。同法に基づき、1978（昭和53）年には東京湾、大阪湾等において水質総量規制⁽²⁵⁾が定められ、さらに1984（昭和59）年には湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）により霞ヶ浦、琵琶湖等への窒素及びリンの排水規制が行われるなど、水質規制が段階的に強化された。

「治水」、「利水」、「水環境」はいずれも水をめぐる重要な要素であるが、ここまで見たように、我が国の水の戦後史は、行政の課題設定や住民の関心によって大きく変遷してきた⁽²⁶⁾。

3 親水概念の登場と河川空間の活用

水環境重視の時代に入ると、都市化の進展で減少した水辺空間の価値を再評価し、都市河川が備えるべき機能の一つとして「親水」概念を提起する動きが見られた。1971（昭和46）年

(21) 品田穰『都市の自然史—人間と自然のかかわり合い—』中央公論社、1974、pp.9-10。

(22) 中村晋一郎・沖大幹「36答申における都市河川廃止までの経緯とその思想」『水工学論文集』53巻、2009.2、pp.565-570。<<http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00028/2009/53-0095.pdf>>; 中村晋一郎「春の小川の蓋は開くか—大都市水利用の現状—」『水の文化』42号、2012.11、pp.8-13。

(23) 中野恒明「水辺とまちのつながり、その変遷—水辺再生の転機となった1970年代を振り返る—」『都市問題』111(4)、2020.4、pp.45-49。

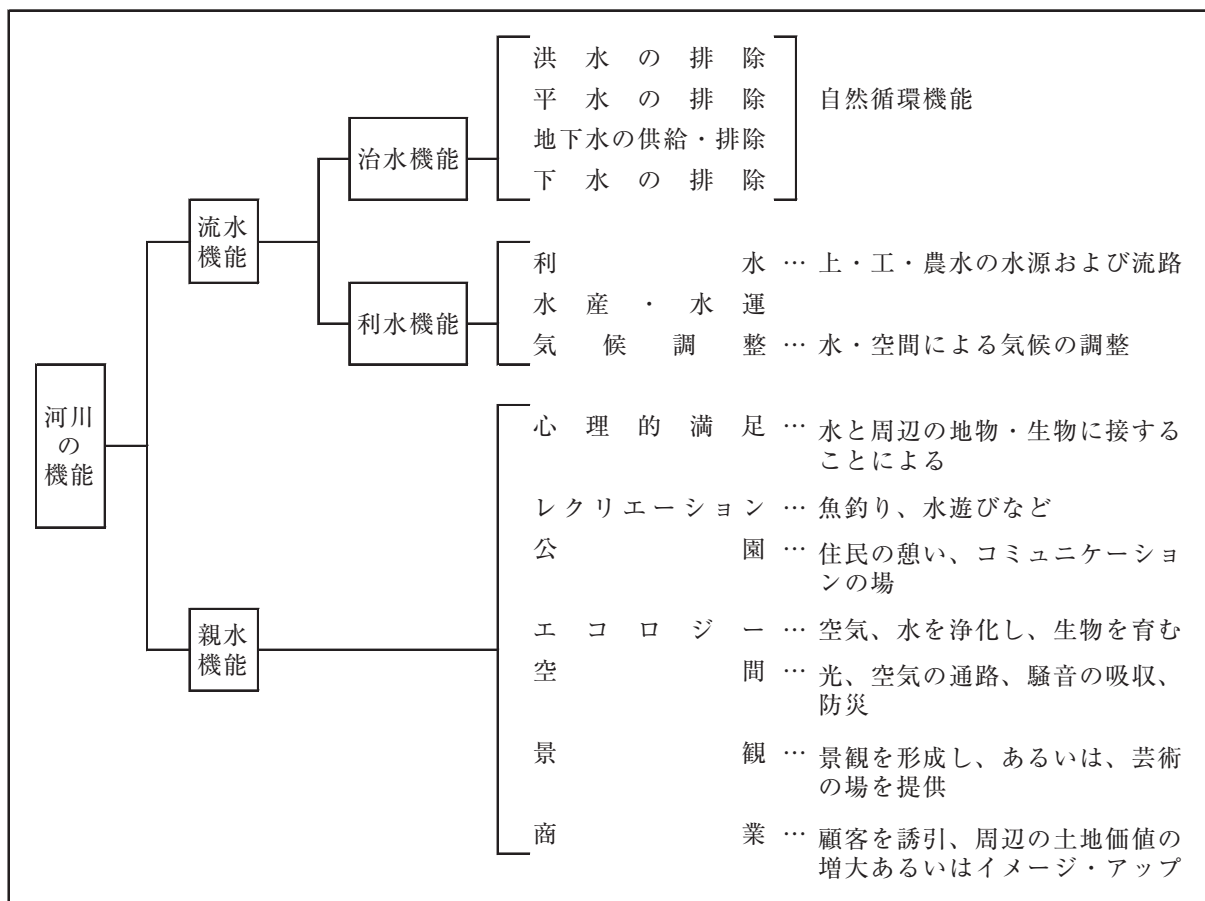
(24) 柳川水郷浄化の経緯は、活動の中心となった柳川市職員・広松伝氏の次の論考を参照。広松伝「川さらえが甦るとき水と共にある暮らしもまた甦る—水郷柳川市での掘割浄化運動から—」『地域が動きだすとき—まちづくり五つの原点—』農山漁村文化協会、1990、pp.8-42。また、1987（昭和62）年公開のドキュメンタリー映画「柳川掘割物語」（宮崎駿制作・高畑勲監督）も水郷の成り立ちから再生に向けた活動までを詳しく紹介している。

(25) 産業の集中、人口の急増等の影響により、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、水質環境基準を確保することを目的に、その水域の汚濁負荷量の総量を計画的に削減しようとする制度を指す。久保田昌治ほか編著『水の総合辞典』丸善、2009、pp.228-229。

(26) 高橋 前掲注(13)、p.34。なお、その後の河川管理の動向を踏まえ、河川管理の目的として「治水」、「利水」、「環境」に「河川空間の利用」を加えて考える必要があるとの指摘も見られる。吉川 前掲注(11)、pp.9-10。

の土木学会における講演「都市河川の機能について」⁽²⁷⁾は、河川機能のうち治水と利水を、物理的機能を重視する「流水機能」と位置付けた。その上で、河川が社会的存在として発揮してきた機能を、心理的満足、レクリエーション、公園、エコロジー、空間、景観、商業に分類し、これらを包括する概念として、新たに「親水機能」を対置した(図1)。親水概念はその後も様々な形で整理されるが⁽²⁸⁾、今から50年以上前に、後述する「川からの都市再生」も先取りするような多様な機能を提起していた点は注目に値する。

図1 河川機能の分類



(出典) 山本弥四郎・石井弓夫「都市河川の機能について」『土木学会年次学術講演会講演概要集 第26回第2部門』1971, pp.441-444. 土木学会ウェブサイト <<http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00035/1971/26-02-0441.pdf>>

親水の観点から、その後の河川空間をめぐる特徴的な取組を年代順に整理すれば、①親水公園、②ウォーターフロント開発、③多自然川づくり、④川からの都市再生が挙げられる。

²⁷⁾ 山本弥四郎・石井弓夫「都市河川の機能について」『土木学会年次学術講演会講演概要集 第26回第2部門』1971, pp.441-444. 土木学会ウェブサイト <<http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00035/1971/26-02-0441.pdf>>

²⁸⁾ 例えば、畔柳昭雄らは「親水機能」の要件を、①水のある空間及び施設、②水のもつ物理的・化学的な諸作用、③人間及びその知覚、④人間の知覚を通じた水(空間)との接触、⑤その結果として人間への心理的・生理的効果と整理し、「親水」概念を「五感を通じた水との接触により、人間の心理・生理にとって良い効果が得られる」と定義している。畔柳昭雄・渡邊秀俊『都市の水辺と人間行動—都市生態学的視点による親水行動論—』共立出版, 1999, p.28. また、日本建築学会は水辺の効用として、親水、生態、防災、利水、気候調整、環境教育、景観、コミュニティの八つを挙げている。日本建築学会編『水辺のまちづくり—住民参加の親水デザイン—』技報堂出版, 2008, pp.35-98.

(1) 親水公園

親水概念は、1973（昭和48）年の古川親水公園（東京都江戸川区）の開園によって初めて具体化したと言われる（図2）。親水公園とは、「都市の海や河川などの水辺を市民に開放し、水に親しむ機能を持った公園、緑地」⁽²⁹⁾を指す。その多くは、自然の回復やレクリエーション環境の創造を重視しつつ、水辺に近づくことができる空間や川沿いの緑道を整備し、住民の憩いの場を形成することを目的としている⁽³⁰⁾。古川親水公園は都市における清流復活の事例として国内外で注目され⁽³¹⁾、その後、全国に親水公園を整備する動きが波及した。

親水公園にはヒートアイランド現象を緩和する効果が認められるほか、周辺の土地利用にも好影響を与えることが知られている。例えば、公共建築物の改築の際、景観の良い親水公園側が表とされ、また、周辺の工場跡地に建設された新築マンションには、「親水公園」をステータスシンボルとして意識した名称が付されるなど、親水公園が地域イメージの向上に寄与することが報告されている⁽³²⁾。

図2 古川親水公園



（出典）筆者撮影（2022年5月）。同公園の全長は1.2kmに及ぶ。

⁽²⁹⁾ 東京都都市計画局地域計画部都市計画課編『東京都都市計画用語集 '02』東京都，2002，p.112。ただし、都市公園や自然公園と異なり、親水公園に法律上の定義はない。

⁽³⁰⁾ 上山肇「親水公園の整備とその管理」『都市問題』111(4)，2020.4，p.76。

⁽³¹⁾ 例えば、1974（昭和49）年には、「全建賞」（全日本建設技術協会が良質な社会資本整備事例等に授与）を受賞し、1982（昭和57）年には「国連人間環境会議」においても事例紹介されている。「古川親水公園」江戸川区ウェブサイト <<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/koendobutsuen/furukawa.html>>その後、同区においては親水公園（5路線（9,610m））と親水緑道18路線（17,680m）が整備されている。「公園・親水公園・動物園」同 <<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/koendobutsuen/index.html>>

⁽³²⁾ 畔柳昭雄・上山肇『みず・ひと・まち—親水まちづくり—』技報堂出版，2016，pp.80-89；上山 前掲注⁽³⁰⁾，p.79。

(2) ウォーターフロント開発

1980年代には、脱工業化の動きの一つとしてウォーターフロント開発が本格化した。臨海部を隔絶された地区にとどめず、背後の都市と有機的に連携させ、都市問題の解決を図ることが目指された。具体的には、新たにテレポート（情報通信基地）やハイテク産業の業務用地、商業用地、集客施設等が誘致され、それまでの造船、倉庫一辺倒であった立地からの転換が図られた。首都圏では1983（昭和58）年に横浜みなとみらい21及び幕張新都心、1989（平成元）年に臨海副都心において、ウォーターフロント開発が始まり、親水概念を採り入れた開発が始められた⁽³³⁾。

このブームによって、当初は河川機能の一つとして提示された親水概念は、海、湖沼、ため池、運河、用水路にも適用されるようになり、それまで顧みられなかった多くの水辺で水質改善や護岸改修とともにウォーターフロント開発が進められた。当時のバブル経済や総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号。いわゆる「リゾート法」）を追い風に、東京湾、大阪湾の臨海部で海浜公園や埠頭公園が多数開園したのもこの頃である⁽³⁴⁾。

(3) 多自然川づくり

地球温暖化、酸性雨等の環境問題への関心が世界的な高まりを見せた1990年代には、我が国でも環境基本法（平成5年法律第91号）の成立を始めとして環境問題に対する積極的な取組が進められた。1998（平成10）年の「第5次全国総合開発計画」⁽³⁵⁾にも、自然や水辺を重視した施策が多数盛り込まれた。これに先立って、建設省（当時）が1990（平成2）年から推進していた「多自然型川づくり」⁽³⁶⁾は、河川における動植物の生息環境に配慮した初めての公共事業であった。2006（平成18）年には、これをパイロット事業にとどめず普遍的な川づくりの姿として展開するため、「多自然川づくり基本指針」⁽³⁷⁾が定められた。「多自然川づくり」は、「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと」と定義される。その対象はすべての一級河川、二級河川及び準用河川とされ、適用範囲も従来の「事業の実施」から「調査、計画、設計、施工、維持管理等を含むすべての行為」に拡大された⁽³⁸⁾。多自然川づくりをきっかけとして、それまで切り離されていた都市計画と河川整備を一体的に扱い、都市空間の再生においても河川を含めた計画が重要であるとの認識が高まった⁽³⁹⁾。

(4) 川からの都市再生

都市近郊における河川の環境整備と親水機能への理解が一定程度進んだ2000年代には、河川空間を都市再生の資源として積極的に活用する動きが見られるようになった。具体的には、

⁽³³⁾ 日本建築学会編『親水空間論—時代と場所から考える水辺のあり方—』技報堂出版、2014、p.22.

⁽³⁴⁾ 同上、p.23.

⁽³⁵⁾ 「第5次全国総合開発計画 21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—」1998.3. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/zs5/index.html>>

⁽³⁶⁾ 「多自然型川づくり」及び「多自然川づくり」の経緯、事業の変遷等は、舟橋弥生「多自然川づくり」30年の取組と今後の展望について『用水と廃水』62(7)、2020.7、pp.492-498; 波多野真樹「持続性ある多自然川づくりを目指して」『河川』76(11)、2020.11、pp.5-9を参照。

⁽³⁷⁾ 「多自然川づくり基本指針」[2006.10]. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/05/051013/02.pdf>>

⁽³⁸⁾ 波多野 前掲注⁽³⁶⁾、p.6. なお、実際の「多自然川づくり」は、環境保全、自然体験、景観を重視したもの等、多岐にわたる。主な優良事例を紹介した資料として、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課「多自然川づくりのすがた」2018.3. 同上 <https://www.mlit.go.jp/river/kankyoy/main/kankyoy/tashizen/pdf/tashizen_00.pdf>を参照。

⁽³⁹⁾ 日本建築学会編 前掲注⁽³³⁾、p.25.

繁華街を始め、人々が集まる場所に近接する河川を対象に親水機能をいかした遊歩道や船着き場を整備する事業である。さらにこの時期には、民間事業者の営利活動を可能とする規制緩和が進められたことから、オープンカフェ等によって河川空間の利用を促進し、まちづくりの起爆剤とする取組も各地で展開された⁽⁴⁰⁾。

こうした取組の背景には、エリアマネジメントの考え方がある。エリアマネジメントとは「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」⁽⁴¹⁾をいう。河川を始めとする社会資本の整備は、本来、行政の役割であるが、少子高齢化・人口減少社会によって財政上の制約が厳しくなる中、これを効率的に進めるには、民間の力を活用することが必須となっている。エリアマネジメントの導入により、河川空間を使いこなす発想、隣接する民地との一体的な活用、さらには、利益を得た民間事業者が社会還元として維持管理に協力することなどによって、良好な河川空間を築くといった好循環が目指される。

河川に関する規制緩和としては、次章で詳述する河川敷地占用の特例制度や「かわまちづくり」支援制度がある。また、河川と並んで活用が期待される公共空間に道路や都市公園があり、これらについても、それぞれ官民連携を促す規制緩和が進められている⁽⁴²⁾。各種制度を組み合わせることで、河川を起点に隣接する道路や都市公園へとまちづくりの取組を展開することも可能となっている⁽⁴³⁾。

Ⅱ 河川法等の改正及び河川空間活用に向けた支援制度

1 河川法及び河川敷地占用許可準則の改正

(1) 河川法の目的規定の変遷

第Ⅰ章で見たように、河川管理の目的は社会と河川の関係によって決まる。このことは河川法の目的規定の変遷からも跡付けられる⁽⁴⁴⁾。明治時代に制定された旧河川法(明治29年法律第71号)においては、社会基盤を確固としたものにするための「治水」が、専ら河川管理の目的とされた。1964(昭和39)年制定の河川法(昭和39年法律第167号)においては、人口増加と産業発展を背景に、発電、上水道、工業用水等の水需要が増加したことを受け、利水関係規定の整備が必要となり⁽⁴⁵⁾、「利水」が目的に加えられた。さらに、1997(平成9)年の同法改正では環境問題への

(40) 同上, pp.33-34.

(41) 国土交通省土地・水資源局『エリアマネジメント推進マニュアル 平成20年度』2008.3, p.9. <<https://www.mlit.go.jp/common/001205669.pdf>>

(42) 道路については、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)による道路占用許可の特例措置や道路法(昭和27年法律第180号)による「歩行者利便増進道路」の制度等がある。都市公園については、都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく設置管理許可制度や公募設置管理制度(Park-PFI)、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者制度等が活用可能である。これらの諸制度については、塚田洋「道路空間再編の現状と課題」『レファレンス』841号, 2021.2, pp.89-93. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11637952_po_084104.pdf?contentNo=1>; 同「都市公園制度の変遷と公民連携の課題」『レファレンス』832号, 2020.5, pp.81-87. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488860_po_083204.pdf?contentNo=1> を参照。

(43) 例えば、福岡県北九州市は小倉都心部を流れる紫川において、1990(平成2)年から水辺環境の改善と魅力ある都市空間の創出を目指す「紫川マイタウン・マイリバー整備事業」を実施している。その一環として、2018(平成30)年には、公募設置管理制度(Park-PFI)を用いて紫川沿いの勝山公園にカフェと休憩施設が設置され、水辺と公園の動線をつなぐことで新たな人の流れの創出に成功している。田口裕一郎「紫川マイタウン・マイリバー整備事業のこれまでとこれから」『河川』69(12), 2013.12, pp.31-35; 「民間力が生んだ「水辺のにぎわい」—勝山公園の鴨外橋西側橋詰め広場と水辺の遊歩道(北九州市)—」『日経コンストラクション』716号, 2019.7.22, pp.8-14.

(44) 目的規定を含め、累次にわたる河川法改正の概要については、沓掛誠「これまでの河川法改正の経緯について」『河川』70(12), 2014.12, pp.7-15; 小松勝統「平成9年の河川法改正とその後の河川法改正について」『河川』73(11), 2017.11, pp.43-48 を参照。

(45) 第43回国会衆議院会議録第28号 昭和38年5月31日 p.5; 建設省新河川法研究会編『逐条河川法』港出版社,

関心の高まりを背景に、河川の自然環境や水辺空間の価値に着目して「環境」が追加されている⁽⁴⁶⁾。河川法の目的規定には、「河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理すること」と定められ（同法第1条。下線は筆者）、今日に至っている。

(2) 河川敷地占用に関する規制緩和

「川からの都市再生」に向けた規制緩和のため、河川敷地占用許可準則（以下「準則」）の見直しも行われた。準則とは、河川法第24条に基づき、河川管理者が河川区域内の土地を占用しようとする者に許可を与える場合の基準を指す⁽⁴⁷⁾。本来、河川敷地は自由使用が原則であることから、敷地の占用は公的主体（地方公共団体、公益事業者等）が公共性のある施設（公園、運動施設、橋梁、送電線等）を設置する場合に限られてきたが⁽⁴⁸⁾、2000年代に入ると、都市再生の観点から、準則の特例としての社会実験や準則の改正が行われ、占用許可の対象が拡大されていった（表）。

表 河川敷地占用許可の拡大

河川敷地占用許可準則 (1999年全面改正)	準則の特例措置 (2004年) ^(注)	特例措置の一般化 (2011年 河川敷地占用許可準則一部改正)
占用施設 (公益) 公園、運動施設、橋梁、送電線等	占用施設 (公益+営利) 左記に加え ①広場、イベント施設等（これらと一体をなす飲食店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明、音響施設等） ②日よけ、船上食事施設、突出看板	占用施設 (公益+営利) 左記に同じ ①同左 ②同左
占用主体 (公共) 地方公共団体、公益事業者等の公的主体	占用主体 (公共+民間) ①は公的主体 ②は公的主体、又は利用調整に関する協議会が認めた民間事業者	占用主体 (公共+民間) ①②共に ・公的主体 ・協議会等に適切と認められた民間事業者 ・民間事業者
	※河川局長が指定した区域で社会実験として実施	※河川管理者が、協議会等の活用により地域の合意を図った上で、都市・地域再生等利用区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定 →河川管理者の判断で特例措置の内容が全国で実施可能に

(注) 「準則の特例措置 (2004年)」は、国土交通省事務次官通知「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月23日国河政第98号) <<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/05/050323/01.pdf>> に基づいて行われている。

(出典) 国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室「官民連携まちづくりの進め方—都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き—」2021.3, p.52. <<https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/tebiki/tebiki.pdf>>; 中田大貴ほか「都市河川における占用主体による河川空間活用の変遷に関する研究—「水都大阪」の河川敷地占用許可準則に基づく事例を対象に—」『都市計画論文集』56(2), 2021.10, p.259を基に筆者作成。

1966, p.15.

(46) 第140回国会衆議院建設委員会議録第10号 平成9年4月23日 p.1; 建設省河川法研究会編著『改正河川法の解説とこれからの河川行政』ぎょうせい, 1997, pp.26-31. なお、この改正は後の公物管理法（河川法、道路法、海岸法、都市公園法のように公物管理を規定する個別法を指す。）の改正に影響を与え、1999（平成11）年の海岸法改正においても、環境の整備・保全が目的規定に追加された。小松 前掲注(44), p.44.

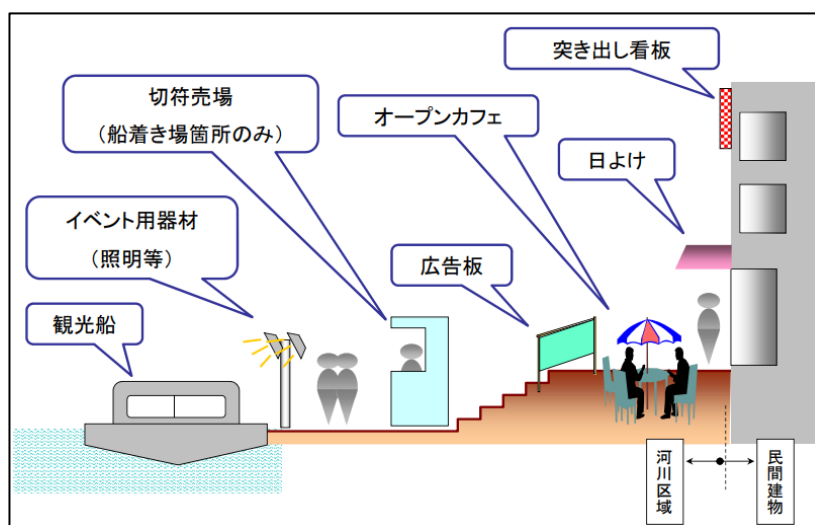
(47) 河川管理者（後掲注(53)参照）の事務は法定受託事務であることから、地方自治法第245条の9に基づく処理基準として別途、準則が定められている。他の公物管理法が、民間開放の仕組みを当該法律に直接規定している点で異なる。佐々木晶二「公的不動産活用のための法制度の現状と課題」『土地総合研究』29(2), 2021.春, p.21.

(48) 現行の河川法に基づき最初に準則が制定された1965（昭和40）年当時は、占用物件の整理合理化が喫緊の課題であった。河川空間は戦時下における食糧増産や罹災者の居住空間として利用されていた。また、昭和20（1945）～30（1955）年代にはゴルフ場等として占用を許可された物件も多数あったが、都道府県ごとに許可対象施設、占用方法等が異なったため、河川工事の支障となっていた経緯がある。国土交通省水管理・国土保全局水政課「河川敷地占用許可準則の変遷について」『河川』70(12), 2014.12, p.27.

(i) 社会実験の実施

河川空間の活用によって地域活性化を図る動きや、複数の自治体から飲食店やオープンカフェがある広場を設置したいという、国の都市再生プロジェクト⁽⁴⁹⁾に対する要望があり⁽⁵⁰⁾、2004（平成16）年には準則⁽⁵¹⁾の特例措置⁽⁵²⁾に基づいて、河川敷地における民間事業者等の営業活動を可能とする規制緩和が、社会実験として開始された。この社会実験では、国土交通省河川局長が指定した区域において、河川管理者⁽⁵³⁾、地方自治体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等が適切と認めた民間事業者等が、河川敷地を利用できることとされた。後述する京橋川（広島県広島市）、道頓堀川（大阪府大阪市）を始め、利根川（千葉県香取市）、堀川（名古屋市）、那珂川（福岡県福岡市）等が対象となった（図3は利用のイメージ）。

図3 河川空間利用のイメージ



（出典）「図表 165」国土交通省『国土交通白書 平成 23 年度』2012, p.104 を一部抜粋。

(ii) 河川空間のオープン化

社会実験に一定の効果が認められたほか、2010（平成22）年の国土交通省成長戦略⁽⁵⁴⁾においても行政財産の商業利用が成長支援の一環と位置付けられ、準則の特例措置の一般化（河川

(49) 解決を図るべき様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共団体、関係民間主体が参加・連携し、総力を挙げて取り組む具体的な行動計画とされる。2001（平成13）年の第1次決定以降、防災、交通、廃棄物、国際競争力、既存ストック活用等の政策課題や地方再生における共通課題に関するプロジェクトが選定されてきた。「都市再生プロジェクト」地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/03project/index.html>>

(50) 国土交通省水管理・国土保全局水政課 前掲注(48), p.28.

(51) 準則は1999（平成11）年に全面改正された。全面改正の背景と当時の逐条解説等は、次の資料を参照。建設省河川局水政課監修『河川敷地占用許可準則ハンドブック』ぎょうせい, 2000.

(52) 国土交通省事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日国河政第98号）<<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/05/050323/01.pdf>>

(53) 河川の維持管理（治水・利水・環境整備の計画策定や整備・改修の工事等）を行う者を指す。河川法は、河川の等級ごとに河川管理者を定めており、一級河川は国土交通大臣（同法第9条第1項）、二級河川は都道府県知事（同法第10条）、準用河川は市町村長（同法第100条第1項の規定の準用）としている。「用語説明 一級水系、二級水系といった河川管理上の区別」国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/jiten/yougo/02.htm>

(54) 国土交通省成長戦略会議が、①海洋分野、②観光分野、③航空分野、④国際展開・官民連携分野、⑤住宅・都市分野について、財政出動に頼らない成長戦略という視点を重視し、総花的なバラマキからの決別と集中投資、

空間のオープン化) が盛り込まれた⁽⁵⁵⁾。2011 (平成 23) 年には準則が改正され⁽⁵⁶⁾、全国で民間事業者等が都市再生等のために営業活動を行なうことが可能となった。主な手続の流れは、①地方自治体、民間事業者及び地域住民等で構成する「河川敷地の利用調整に関する協議会等」による地域の合意形成、②河川管理者による、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域(「都市・地域再生等利用区域」という。)の指定、③河川敷地の占有申請・許可、④民間事業者等による営業活動の開始となっている。

河川空間のオープン化に当たって、民間事業者等が占有主体となる場合の占有許可期間は当初 3 年以内とされた。しかし、3 年以内では中長期の事業見通しを立てられないといった民間事業者側の声が寄せられたことに加え、国土交通省「資源としての河川利用の高度化に関する検討会」⁽⁵⁷⁾においても同様の指摘があったことから、2016 (平成 28) 年の準則改正⁽⁵⁸⁾では、公的主体と同様、占有許可期間は 10 年以内となった⁽⁵⁹⁾。

2 河川空間活用に向けた支援制度

(1) 「かわまちづくり」支援制度

準則改正による規制緩和に先立って、河川空間の利用促進を実際に地域活性化に結び付けるための取組として、国土交通省は、2009 (平成 21) 年に「かわまちづくり」支援制度を創設した。「かわまちづくり」とは、地域活性化につながる地域の景観、歴史、文化及び観光基盤等の「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」をいかし、関係機関等の連携の下、「河川空間」と「まち空間」を融合した良好な空間形成を目指す取組を指す⁽⁶⁰⁾。同支援制度は、昭和 60 (1985) 年代から各時代の要請に応じて実施されてきた「ふるさとの川整備事業」、「桜つつみモデル事業」、「水辺プラザ整備事業」等を発展的に統合したものとされるが、従来の事業が、拠点や個別区間での利用促進を目標としたハード整備が中心であったのに対し、より広域の「まち全体」を視野に入れて地域活性化に資する河川空間利用を支援することを目指している点で異なる⁽⁶¹⁾。

「かわまちづくり」の推進主体は、①市町村、②市町村及び民間事業者、③市町村を構成員に含む法人格のない協議会のいずれかに該当するものとされる。推進主体は河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成して、国土交通省(水管理・国土保全局長)に登録を申請す

民間の知恵・資金の活用や規制緩和を中心に策定した。このうち「河川空間のオープン化」は、④国際展開・官民連携分野に位置付けられた。国土交通省河川局水政課「国土交通省成長戦略から総合特区制度まで(この一年の規制・制度改革のあゆみ)」『河川』67(5), 2011.5, pp.23-24.

⁽⁵⁵⁾ 国土交通省成長戦略会議「国土交通省成長戦略」2010.5.17, p.4-25. <<https://www.mlit.go.jp/common/000115442.pdf>>

⁽⁵⁶⁾ 国土交通省河川局長通知「河川敷地占有許可準則の一部改正について」(平成 23 年 3 月 8 日国河政第 137 号) <https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/riyou/kasen_riyou/kyoka/h230308_kyokutyou.pdf>

⁽⁵⁷⁾ 資源としての河川利用の高度化に関する検討会「資源としての河川利用の高度化に関する検討会」課題の整理と進めるべき方策」2016.3, pp.9-10. 国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/housaku_all_1602.pdf>

⁽⁵⁸⁾ 国土交通省水管理・国土保全局長通知「河川敷地占有許可準則の一部改正について」(平成 28 年 5 月 30 日国水政第 34 号) <https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/riyou/kasen_riyou/kyoka/h280530_kyokutyou.pdf>

⁽⁵⁹⁾ なお、準則以外にも官民連携によるまちづくり支援の一環として、都市再生特別措置法の都市利便増進協定や一体型滞在快適性等向上事業(通称「一体型ウォークアブル事業」)制度等が河川空間への民間参入に道を開いている。詳しくは、塚田友美「官民連携まちづくりの促進の取り組みと水辺への期待」『河川』75(7), 2019.7, p.10; 同「居心地が良く歩きたくなるまちづくり」と水辺に期待する役割」『河川』77(3), 2021.3, p.30 を参照。

⁽⁶⁰⁾ 「かわまちづくり」支援制度実施要綱」国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyo/machizukuri/shienseido/shienseido_1602.pdf>

⁽⁶¹⁾ 北澤史「地域と一体となった海岸利用に向けて—「かわまちづくり」の合意形成手法から学ぶ—」『河川』77(8), 2021.8, p.23.

る。河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策及びハード施策の支援を行う⁽⁶²⁾。2016（平成28）年からは、計画策定段階から民間事業者が積極的に参画可能となった⁽⁶³⁾。制度の登録件数は、準則改正等の規制緩和につれて増加し⁽⁶⁴⁾、現在、全国244か所に上っている（2021（令和3）年度末）⁽⁶⁵⁾。

(2) ミズベリング・プロジェクト

こうした制度整備に加え、未活用の水辺環境への社会的関心と活用可能性を高めるため、広報・啓発活動を手掛ける官民連携プロジェクトとして、2013（平成25）年に「ミズベリング・プロジェクト」⁽⁶⁶⁾も活動を開始している⁽⁶⁷⁾。河川空間の活用には、官民それぞれに多様な主体の参画が想定される⁽⁶⁸⁾ことから、それらの連携を促し河川空間を使いこなすことができる地域主体の登場を狙いとしている。同プロジェクトは、ソーシャルデザインの手法（社会的な課題解決や価値創出という目標を設定することで、共感の輪を広げ、自発的な参加動機を作り出す）を採る点も特徴である。これまでに、ウェブサイトやSNSを活用した情報共有、フォーラムやイベントによる人的交流や水辺活用の気運醸成、スクール開講による人材育成、各種社会実験の推奨等の取組が行われている⁽⁶⁹⁾。また、オープンカフェやアウトドアラウンジ、SUP⁽⁷⁰⁾等のアクティビティ、クルーズ船によるまちめぐり等、水辺とまちの結び付きに寄与する各地の先進事例も、同プロジェクトにおいて多数紹介されている。

Ⅲ 河川空間の活用事例

次に、こうした規制緩和や支援制度を活用して、河川空間の活用に取り組む代表的な事例を紹介する。

62) 「「かわまちづくり」支援制度実施要綱」前掲注60) なお、ここでいうソフト施策は、①「かわまちづくり」の実現に必要な調査・検討の実施、②全国の良好な整備事例についての情報提供、③地域活性化に資するイベントの実施やオープンカフェの設置等を可能とするため、都市・地域再生等利用区域の指定を支援することを指す。

また、ハード施策は、まちづくりと一体となった治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川施設の整備である。
63) 「「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定について—水辺の賑わいによる地域活性化のために民間事業者の方々の知恵・ノウハウ・アイデアを積極的に活かします—」2016.2.10. 国土交通省ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000015.html>

64) 加藤直真「河川空間を活かしたまちづくり—愛知県岡崎市乙川の「かわまちづくり」を事例に一」『地理学報告』120号, 2018.12, pp.22-23.

65) 「全国かわまちづくりMAP」国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/map.html>>

66) ミズベリングは「水辺+RING（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」の造語である。

67) 岩本唯史「ミズベリングの今後の展望」『河川』77(3), 2021.3, p.22.

68) 例えば、官においては河川管理、地域活性化、都市整備系の公務員が、民においては、まちづくり団体、民間企業、ボランティア、各種クリエイター等が想定される。同上, p.24.

69) 同上, pp.23-24; 井上卓「水辺活用を促進する人材育成と人間関係構築の取り組み」『河川』75(7), 2019.7, pp.48-54; ミズベリング・プロジェクト事務局「MIZBERING FORUM2019—川ろうぜ、街がえようぜ大会議—」『河川』75(7), 2019.7, pp.55-62.

70) Stand-Up Paddleboardの略称。専用のサーフボード上に立ち、パドルを漕いで水面を進むスポーツである。

1 京橋川（広島県広島市）

(1) 経緯

広島市は太田川から分かれた六つの川の流れでできた砂州の上に城下町が建設され、活発な舟運により川と深く結び付いた街並みを形成した都市である。例えば、このうち京橋川一帯は戦前には料理屋や民家が軒を連ね、被爆によってこれらが失われた戦後も、罹災者の家屋が建ち並ぶ状況が続いた。その後、これらの河川において区画整理や不法占拠の強制撤去等を経て河川緑地がつくられ、2002（平成14）年には、豊かな水辺をいかしたまちなみ整備構想が、国の都市再生本部による「都市再生プロジェクト」に指定された。さらに準則の特例措置の対象地域に指定されたことを受け、2004（平成16）年に民間事業者による営利活動の社会実験が実施された⁽⁷¹⁾。事業は現在まで継続しており⁽⁷²⁾、京橋川の「水辺のオープンカフェ」（現在8店舗）⁽⁷³⁾は「かわまち大賞」⁽⁷⁴⁾の受賞を始め、数々の評価を得ている⁽⁷⁵⁾。

(2) 事業スキーム

この事業は占用主体である「水の都ひろしま推進協議会」が事業全体を統括し、河川法等の許可手続、出店者の選定及び契約を行うスキームとなっている（図4）。同協議会は、行政、学識経験者、市民団体、経済・観光関係者で構成され、事業展開における地域の合意形成を担い、オープンカフェの実施に当たっては、出店事業者の公募・選定のルール作成、関係者の連絡・調整、事業評価等も行う。河川管理者は、同協議会を通じて事業者に出店許可を与えるほか、民間事業者の参入を促すため、上下水道、電気を始め、出店区画周辺の基盤整備を担う。民間事業者には、出店に当たって、協賛金の納付や緑地の維持管理等の条件が課される。この協賛金によって河川空間の整備や各種イベント等、利益の社会還元が行われる点が本事業の特徴として挙げられる⁽⁷⁶⁾。また、緑地の維持管理は地域の環境改善や防犯にも寄与しているという。

(71) 社会実験の経緯と効果については、藤本和男ほか「公共空間を利用したオープンカフェの利用実態と住民意識に関する研究—広島市京橋川河岸のケーススタディー—」『都市計画論文集』43(3), 2008, pp.619-624; 遠井文大ほか「太田川における水辺利活用の取り組みについて」『リバーフロント研究所報告』18号, 2007.9, pp.190-198を参照。

(72) 近年までの事業の経緯については、中田忠「水辺のオープンカフェの取組み—水の都ひろしまの実現に向けて—」『土木施工』61(2), 2020.2, pp.28-30を参照。

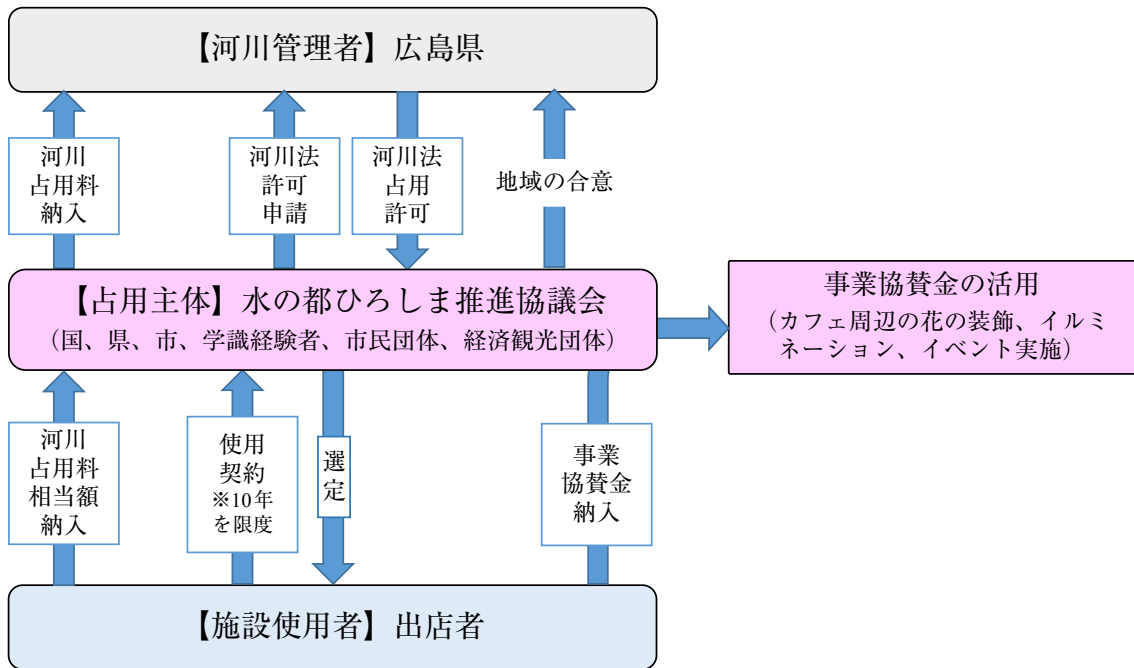
(73) 「水辺のオープンカフェ」2021.10.28. 広島市ウェブサイト <<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/mizunomiyako/4445.html>>

(74) 全国の「かわまちづくり」の取組の中から、先進性、継続性、創意工夫、連携性、地域活性化効果に優れた事例を選定し、国土交通大臣が表彰する制度。

(75) 「受賞実績（水辺のオープンカフェ）」2019.10.21. 広島市ウェブサイト <<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/mizunomiyako/4448.html>>

(76) 市川尚紀「事業内容及び利用者数から見た広島の水辺のオープン化の取り組み効果に関する考察」『都市計画論文集』53(3), 2018, p.484.

図4 京橋川・水辺のオープンカフェの事業スキーム



(出典) 国土交通省水管理・国土保全局『河川空間のオープン化活用事例集』2021.7, p.183. <https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_2107.pdf>;「認定箇所を取組及び評価」(初の『かわまち大賞』に2箇所を認定しました(報道発表資料)別紙)2018.12.11, p.2. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/common/001264577.pdf>> を基に筆者作成。

(3) 事業の成果

2004(平成16)年の社会実験開始から2016(平成28)年まで13年間の事業検証によれば、開業当初こそ利用者数の伸び悩みが見られたが、その後の店舗増設、観光客を含む利用者増加等から、店舗経営はおおむね順調であると考えられている。また、協賛金を原資に緑地環境整備、イルミネーション、水辺のコンサート等が継続的に実施されており、特に水辺のコンサートは毎回500人程度の観客を集める賑わいを見せるなど、官民一体の水辺まちづくりが一定の成果を上げたことを示している⁽⁷⁷⁾。

2 道頓堀川、土佐堀川(大阪府大阪市)

(1) 「水都大阪」構想の経緯

大阪市は、河川が都市部を口の字に回る稀有な「水の回廊」を中心に「水都大阪」の再生を図るため、基盤整備や川沿いのライトアップ等、ハードとソフトの両面で河川空間の賑わいを取り戻す事業を多数展開してきた⁽⁷⁸⁾。これらの取組は全体として三期に分けられる⁽⁷⁹⁾。①準備期:「水都大阪」構想の契機は、2001(平成13)年に広島・京橋川と同じく、道頓堀川が、国の都市再生プロジェクトに指定されたことである。その後、活動の中心となる水の都大阪再生協議会、花と緑・光と水懇話会が設立された。さらに、シンボルイベントである水都大阪

(77) 同上, pp.485-487.

(78) 「水都大阪」事業の変遷については、泉ほか編著 前掲注(3), pp.153-178; 泉英明「よみがえる水都大阪—公民連携の推進プロセス—」『建築とまちづくり』465号, 2017.7・8, pp.17-22を参照。

(79) 中田大貴ほか「都市河川における占用主体による河川空間活用の変遷に関する研究—「水都大阪」の河川敷地占用許可準則に基づく事例を対象に一」『都市計画論文集』56(2), 2021.10, p.261.

2009⁽⁸⁰⁾に向け、水辺の拠点として、「とんぼりリバーウォーク」（道頓堀川沿い遊歩道）や船着き場等の基盤整備が進められ、リバークルーズ、SUPのようなアクティビティも広がりを見せた。②整備拡大期：水都大阪2009の開催により、市民の水辺への認知度向上と水辺の拠点整備が進み、同年には土佐堀川沿いの川床「北浜テラス」も常設化されている。事業の継続性とトータルとしてのまちづくりを推進するため、2010（平成22）年には水都大阪推進委員会も設立された。③水辺活用期：2011（平成23）年の準則改正による河川のオープン化により、それまでに整備や活動が行われていた河川空間について、官民連携による恒常的な空間活用が進められた。現在は、水都大阪コンソーシアムが官民連携事業全体のプラットフォームとして活動を続けている。

(2) 代表的な事業の概要

「水都大阪」構想の中でも代表的な事業である「とんぼりリバーウォーク」と「北浜テラス」について概観する。

(i) とんぼりリバーウォーク（道頓堀川）

2001（平成13）年の都市再生プロジェクト指定を機に、道頓堀川では「なにわの水辺劇場の創出」に向けて、賑わいの基盤となる遊歩道整備が進められた。その完成区間では、広島・京橋川と同様、2005（平成17）年から社会実験としてオープンカフェ等が設けられ、また、周辺の船着き場を活用したリバークルーズも始められた（図5）。河川空間オープン化の翌年である2012（平成24）年には、プロポーザル方式の公募によって民間事業者（南海電鉄）を選定し、道頓堀川の水辺空間利用の管理運営事業を委託した。2013（平成25）年のリバーウォーク全区間開通後は、自然波及的に増加した周辺店舗の賑わいと川沿いの立地をいかして多彩なイベントが開催され、特に音楽ライブや船上からの映画宣伝等、民間企業主導のPRイベントが増加した⁽⁸¹⁾。音楽ライブでは、道頓堀川を介して対岸から鑑賞させるといった親水空間ならではの演出も見られ、こうした賑わいを意識して水辺に向けて飲食スペースを有する建物も目立つようになった⁽⁸²⁾。

事業スキームは、前述のとおり、民間事業者（南海電鉄）が占用主体となって遊歩道全体を管理し、川沿いの店舗等とも連携を図っている。あわせて、道頓堀川水辺空間利用検討会、大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会により、学識経験者等との意見交換や事業実績の継続的な検証が行われている。

⁸⁰ 「川と生きる都市・大阪」をテーマに、親水性の高い中之島公園や水の回廊を中心に市内各所で開催された。開催方針に「アート」と「市民参加」を掲げ、52日間の会期に171組のアーティストが延べ650のプログラムを展開し、来場者数は約190万人に及んだ。泉ほか編著 前掲注(3), pp.32-33; 「水都大阪2009」水都大阪ウェブサイト <https://www.suito-osaka.jp/special/history/history_8.html>

⁸¹ 年間イベント回数は2016（平成28）年には209件に上り、民間移行前（2011（平成23）年には49件）の4倍増となった。田島洋輔・岡田智秀「水辺環境を活かした河川空間の魅力形成に関する研究—水都大阪・水の回廊エリアにおける船着場と遊歩道と水辺を意識した建物の空間的波及と管理運営者の戦略プロセス—」『日本建築学会計画系論文集』84(762), 2019.8, p.1773.

⁸² 同上, p.1773.

図5 とんぼりリバーウォーク



(出典) 筆者撮影 (2022年5月)。兩岸の遊歩道がリバーウォーク。

(ii) 北浜テラス (土佐堀川)

北浜エリアは中之島の対岸に位置し、国指定の重要文化財である大阪中央公会堂や中之島公園が眼前に広がる恵まれた立地にありながら、長らく水辺を意識した建物がない地域であった。北浜テラスは、地域の発意の下、官民協働の取組として誕生したもので、2009 (平成 21) 年に中之島水辺協議会の承認を通じて大阪府から占用許可を受け、常設の川床を設置している (図 6)。占用主体となっているのは、ビル所有者、テナント、市民団体、近隣住民で構成される北浜水辺協議会である。とんぼりリバーウォークでは道頓堀川の護岸整備に合わせて遊歩道などの周辺整備が行われたが、北浜テラスではそのような整備は行われず、テラスは建物と護岸の間に設置されている。テラスへのアクセスは構造上、設置店舗の利用者に限られるものの、店舗数は当初の 3 店舗から 13 店舗に増加している⁽⁸³⁾。

83 北浜水辺協議会「北浜テラスショップガイド 2020」<<https://www.osakakawayuka.com/img/SHOPGUIDE2020.pdf>>

図6 北浜テラス



(出典) 筆者撮影 (2022年5月)。対岸に大阪市中央公会堂を臨む。

(3) 事業の成果

両事業を始め、大阪市内の河川活用事例が周辺地域（占有範囲から500m圏内）に与えた影響を検証した研究⁽⁸⁴⁾によれば、駅の乗降客数、舟運の乗船人数、地価は、それぞれ活用事例以外の河川等の周辺地域を上回って増加している。例えば、とんぼりリバーウォークでは、駅の乗降客数が110%（2017（平成29）年。対2011（平成23）年比）、舟運の乗船人数が354%（2018（平成30）年。対2012（平成24）年比）、地価平均額が209%（2019（令和元）年。対2000（平成12）年比）と大幅な増加を示している。さらに占有主体へのヒアリングによれば、水辺がCMやロケーション撮影、映画撮影などに利用され、河川が大阪の象徴的な場所として企業及び市民に認識されている様子が垣間見える。繁華街にあるとんぼりリバーウォークに比較すれば、ビジネス街に位置する北浜テラスの数値的変化は必ずしも大きくないが⁽⁸⁵⁾、やはりCM撮影などによるイメージの変化があり、新たなテラス設置を求める店舗の参入など、周辺地域のブランド価値の向上と見られる動きが見られるという。

3 乙川（愛知県岡崎市）

(1) 経緯

愛知県岡崎市には南北に矢作川、東西に支流の乙川が流れ、豊かな水辺環境が形成されている。特に中心市街地を貫流する乙川は、岡崎城周辺の景観にも優れ、同市を代表する河川である。乙川一帯の地区（乙川リバーフロント地区）は戦災復興事業や市街地再開発により都市基盤が整備され、高度成長期には周辺市町からも集客がある商業地であった。しかし、近年は、郊外への店舗移転や人口拡散の影響により、地区内人口・就業者数、事業所・商店数の減少が

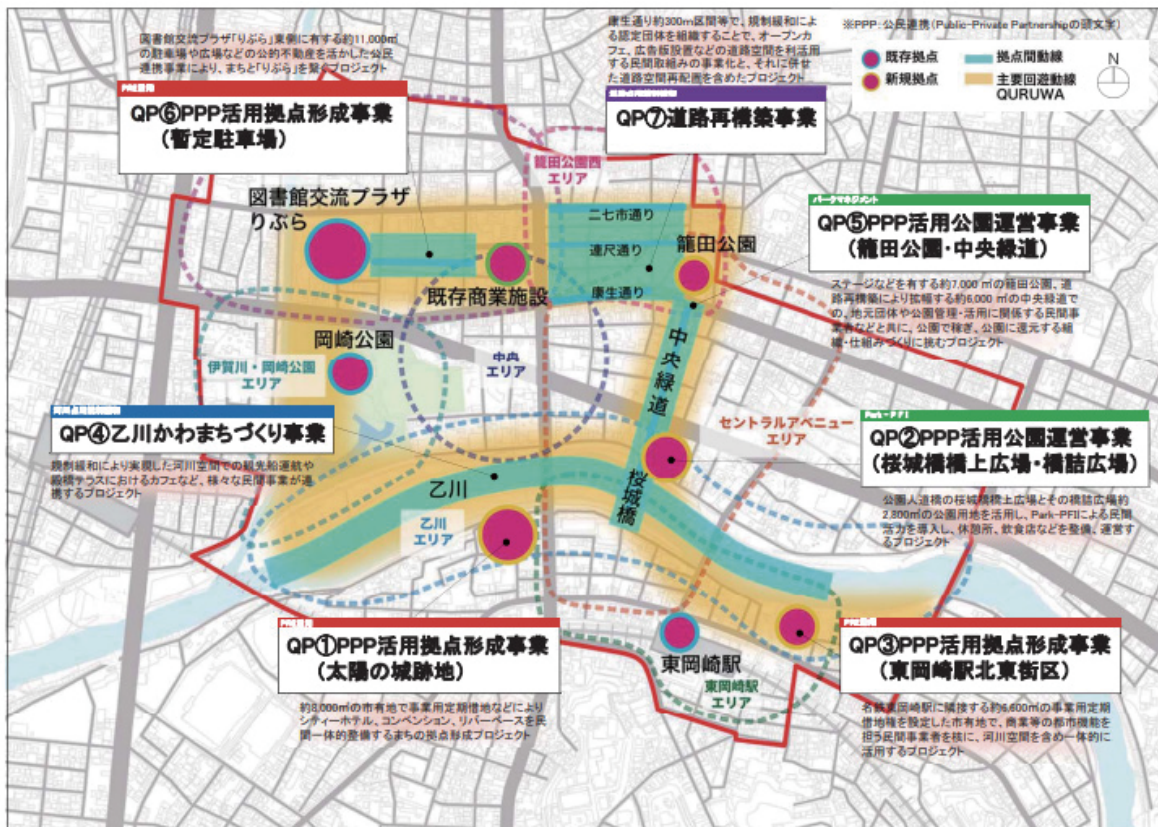
⁽⁸⁴⁾ 中田ほか 前掲注(79), pp.262-263.

⁽⁸⁵⁾ 駅の乗降客数には目立った増加（154%（2017（平成29）年。対2011（平成23）年比））が見られる。同上

顕著となり、地域活性化が課題となっていた⁽⁸⁶⁾。

同地区内には既存の集客施設（図書館交流プラザ、岡崎城、民間商業施設）、交通結節点となる名古屋鉄道東岡崎駅、都市計画道路や公園・緑道等の公共空間があることから、これらをつなぐ回遊導線上に七つの官民連携プロジェクトを展開し、エリア全体の価値向上を図る取組が行われている（図7）。回遊導線が岡崎城郭の「総曲輪」（そうくるわ）と重なることにちなんで命名された「QRUWA」戦略（2018（平成30）年策定⁽⁸⁷⁾）の一環として、乙川河川敷においても遊歩道や堤防道路の再整備によるかわまちづくりが進められている⁽⁸⁸⁾。

図7 岡崎市のQRUWA戦略



(注) 図中のQPはQRUWAプロジェクトの略。かわまちづくり事業はQP④である。
 (出典) 「乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画—QRUWA戦略—概要版」2019.4, p.3. 岡崎市ウェブサイト <https://www.city.okazaki.lg.jp/300/306/p022685_d/fil/190529_Qsenryakugai.pdf>

(2) 事業の概要

乙川は2015（平成27）年に国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に登録され、準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に指定された。主な事業スキームとしては、岡崎市を事務局とする乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会が占用主体となり、利活用の方針決

⁸⁶ 乙川リバーフロント地区の再生は過去にも議論されたが、事業費確保や広範な関係者の合意形成が課題となり「QRUWA」戦略（後述）以前には具体化しなかった。阿部充ほか「岡崎市が取り組む水辺空間を活かしたまちづくり」『リバーフロント研究所報告』26号, 2015.9, p.49.
⁸⁷ 岡崎市「乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画—QRUWA戦略—」（平成30年3月策定 平成31年3月改訂）<https://www.city.okazaki.lg.jp/300/306/p022685_d/fil/190326_Qsenryaku.pdf>
⁸⁸ 「QRUWA」戦略におけるかわまちづくりの位置付けや全体像については、香村尚将「公民連携のかわまちづくりとQRUWA戦略」『ランドスケープ研究』84(1), 2020.4, pp.40-43を参照。

定、占用申請・協議、河川利用調整を行い、また、乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会が民間事業者の参入を促す様々な企画を実施している。2016（平成28）年から実施された社会実験「おとがワ！ンダーランド」においては、観光船の運航、音楽や飲食、水上アクティビティ体験、物販など34のプログラムが実施され、市民への周知と利活用の検証作業も行われた。2018（平成30）年には、乙川周辺で精力的にプログラムを実施する民間事業者から成る「おとがワ！活用実行委員会」が、ナイトマーケットやまちなかキャンプ等の多彩なイベントを開催し、集客に成功している。さらに、乙川上流の林業立て直しの一助として行われる間伐材の薪割り体験や地元産木材を用いた商品開発、稚鮎の遡上や産卵に影響を及ぼさないように時期に配慮した水上アクティビティのように、市民が自然との関わりを意識し、親水の気運を高める取組も試みられている⁽⁸⁹⁾。

IV 今後の課題

1 全国アンケート等に見られる課題

前章で紹介した事例のほか、国土交通省の『河川空間のオープン化活用事例集』⁽⁹⁰⁾には多数の取組事例が挙げられている。しかし、公益財団法人リバーフロント研究所が2019（令和元）年に実施したアンケート調査⁽⁹¹⁾によれば、一級河川及び二級河川に隣接する全国の1,614市区町村のうち42.9%が、河川空間を「活用できない」と回答しており、その主な理由として、「洪水等で危険であり、利活用を考えにくい」（51.9%）、「そもそも、具体的な河川の利活用方法を思いつかない」（55.1%）が挙げられている。もとより地理的条件等から全ての河川を都市再生の起点とする必要はないが、一方で、河川空間の活用という発想が必ずしも浸透していない状況も垣間見える。さらに、同調査によれば、実際にかわまちづくりに取り組みながら、課題に直面している市区町村も少なくない。「かわまちづくり」支援制度の検討経験がある252市区町村のうち、構想・計画段階にある市区町村の8割以上が、整備・維持管理段階に入った市区町村においても6割以上が課題ありと回答している。例えば、前者では「構想はあるものの、なかなか計画策定まで至らない」場合が多く見られ、その主な理由として、市区町村の予算・人員不足と並んで、多様な主体と連携可能なキーパーソンの不足、河川管理者との連携不足、地元調整の困難さが挙げられている。後者においても「（整備した河川空間の）利用者数が増加していない」理由として、多様な主体と連携可能なキーパーソンの不足、情報発信不足、民間参入が困難であることが挙げられている。地域における連携、合意形成、企画・情報発信等を担う人材の確保が、直接・間接の課題である様子がうかがえる。

また、同研究所の別の分析⁽⁹²⁾によれば、河川管理者側においても、担当者にコミュニケーション能力や問題解決能力を研鑽（けんさん）させる機会の不足、担当者個人の資質への依存といっ

⁸⁹ 中川健太「「自然と都市が交わる暮らし」を目指す QURUWA 戦略のかわまちづくり」『河川』77(7), 2021.7, pp.70-72.

⁹⁰ 国土交通省水管理・国土保全局『河川空間のオープン化活用事例集』2021.7. <https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_2107.pdf> には92件の事例が紹介されている。

⁹¹ アンケートの対象は一級河川及び二級河川に隣接する全自治体（市区町村）であり、回答率は94%であった。阿部充ほか「全国アンケートからみた「かわまちづくり」の現状と課題」『リバーフロント研究所報告』31号, 2020.9, pp.37-45. <<http://www.rfc.or.jp/rp/files/31-12.pdf>>

⁹² 阿部充ほか「かわまちづくりにおける河川管理者の課題意識の構造分析試論」『リバーフロント研究所報告』32号, 2021.10, pp.29-37. <<http://www.rfc.or.jp/rp/files/32-08.pdf>>

た人材育成上の課題が存在する。さらに、関係者に河川空間の価値や活用の利点を明示できないこと、河川活用による地域の将来像についてイメージを共有できていないことが挙げられ、自治体の構想構築に対する河川管理者側の支援に課題があることも指摘されている。

2 河川空間の活用に向けた留意点

(1) 都市経営の視点

広島・京橋川や大阪・道頓堀川の事例が社会実験以降に限っても20年近くにわたる長期の取組であることや、各種支援制度が充実しつつあることを考慮すれば、多くの後発事業も今後、都市再生に向けて成果を上げる可能性が十分にある。しかし一方で、前項のアンケート調査や分析は、様々な課題を示している。歴史的経緯からも分かるように、都市再生は必ずしも河川管理の範疇（はんちゅう）ではなく⁽⁹³⁾、したがって、多様な主体と連携可能なキーパーソン探し、地域の合意形成、あるいは構想構築やその支援を、専ら河川部局に期待することは適当とは言えない。乙川の事例のように、かわまちづくり事業が多数の官民連携プロジェクトの一部を構成する場合はなおさらであろう。

河川空間の活用に当たって留意すべきなのは、河川単独ではなく、都市と河川の関係性を俯瞰的に捉えて再構築する都市経営の視点である。そのためには河川部局のみならず、公園、都市計画、経済、企画等の関連部局による都市の将来像の共有と足並みを揃えた取組が重要であり、その上で、商業、舟運、観光等を含む民間事業者、周辺の地権者等を広く巻き込むことが求められる⁽⁹⁴⁾。

(2) 逆算的・段階的な事業展開

また、河川空間に長期的かつ大規模な投資（所要5～50年）を行う前に「短期的で費用のかからないイベント」（1日～1か月）、「実験」（1か月～1年）、「暫定的デザイン」（1～5年）へと段階的に事業を進める、言い換えれば、都市の将来像から逆算的に事業展開を行うことも必要となる。このような手法は、欧米の都市再生事例において採られるタクティカル・アーバニズム⁽⁹⁵⁾の考え方によるものであるが⁽⁹⁶⁾、「水都大阪」構想もその実践例の一つと考えられている⁽⁹⁷⁾。

タクティカル・アーバニズムは、小さなアクションを起点に修正と規模拡大を反復するものであることから、人口減少や財政難等、将来予測による大規模投資が困難な時代においては理に合った手法である。あわせて、実験的な取組で得られるエビデンスは長期計画策定の理由付けとしても有効であることから、行政側が採り入れやすい一面を持つ⁽⁹⁸⁾。また、分野横断的

93 第I章参照。また、河川の整備・管理は長らく都市計画の外とされ、河川管理に従事する行政担当者、関係の学識者も都市計画についての知識・経験はごく限られるという指摘もかつては見られた。吉川 前掲注(1), pp.35-36.

94 泉ほか編著 前掲注(3), pp.186-187.

95 タクティカル・アーバニズムは、意図的に長期的な変化を触媒する、短期的で低コストかつ拡大可能なプロジェクトを用いたコミュニティ形成のアプローチと定義される。泉山壘威ほか編著『タクティカル・アーバニズム—小さなアクションから都市を大きく変える—』学芸出版社, 2021, pp.16-17.

96 低リスク・低コストな試行と検証の結果を長期ビジョンや計画に位置付ける発想は、同じく欧米の都市再生事例で用いられるプレイスメイキングという手法にも見られる。園田聡『プレイスメイキング—アクティビティ・ファーストの都市デザイン—』学芸出版社, 2019, pp.59-61.

97 泉山ほか編著 前掲注(95), 2021, p.81.

98 同上, pp.82-83.

なネットワークづくり等、柔軟性を持ち味とする民間側にとっても、小さなアクションからの参入の方が強みを発揮しやすく、結果として官民連携が軌道に乗りやすい⁽⁹⁹⁾。

官民の多様な組織・団体が関わる取組を単発イベントや施設の設置に終わらせないためには、継続的な取組としてこれを推進する組織体を確立することも重要であろう⁽¹⁰⁰⁾。

おわりに

本稿は、河川管理の歴史的経緯を概観した上で、都市再生の観点から、河川空間の活用に関する制度と事例を紹介した。親水概念に基づく河川空間の活用は、治水、利水を始めとする河川管理の主要な目的とのバランスの中で行われるものであることに加え、各時代の社会情勢を反映することから、その政策の重点は10年から20年の単位で変遷してきたことも確認した。

今後、河川空間の活用を進めるに当たって、政策的に考慮すべき事項としては、次の二点が挙げられる。第一は、我が国が都市機能の更新時期を迎えていることである。1960年代から70年代につくられた公共施設は多くが更新時期を迎え、民間の建物についても老朽化や設備の陳腐化による再開発が各地で盛んに行われている。戦後二度目となる今回の機能更新は、高層化、画一化等に象徴される高度成長期のそれとは異なる。まち全体の魅力向上を継続的に図ることが目指され⁽¹⁰¹⁾、その一環として公共空間の再生が位置付けられる⁽¹⁰²⁾。第二は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大によって生じた、ニューノーマル（新常态）と言われる都市生活様式への対応である。ゆとりある屋外空間や徒歩等で回遊可能な空間の充実が求められ⁽¹⁰³⁾、河川空間を含む既存の都市インフラを生活の質（Quality of Life: QOL）や利便性の向上に資するよう柔軟に活用することが期待されている⁽¹⁰⁴⁾。

河川が果たしてきた歴史的役割とともに、上記のような将来にわたる問題意識を共有し、河川空間を長期的に一層価値あるものとする取組が期待される。

（つかだ ひろし）

⁽⁹⁹⁾ 同上, pp.174-175.

⁽¹⁰⁰⁾ 菅原遼「水辺の公共空間の占用をめぐる実態と課題」『都市問題』111(4), 2020.4, p.61.

⁽¹⁰¹⁾ 保井美樹「都市機能更新におけるエリアマネジメントとの連携」『都市計画』68(6), 2019.11.15, p.34.

⁽¹⁰²⁾ 同上, p.37.

⁽¹⁰³⁾ 国土交通省都市局都市計画課「全国の都市における生活・行動の変化—新型コロナ生活行動調査概要—（別紙）」2020.10, p.6. <<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001366702.pdf>>

⁽¹⁰⁴⁾ デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会「ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか—都市アセットの最大限の利活用による人間中心・市民目線、機動的なまちづくりへ—」2021.4, pp.7-9. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/content/001398793.pdf>>; 出口敦「ニューノーマルに対応した新たな都市政策への期待」『新都市』75(8), 2021.8, pp.3-6.